

daily コラム

2018 年 3 月 12 日(月)

〒810-0001 福岡市中央区天神 2-8-49 ヒューリック福岡ビル 7 階
税理士法人かさい会計 TEL 092-771-4421 FAX 092-771-1417
Email info@kasai-grp.co.jp

出張族のマイレージの個人課税

会社出張で貯まったマイレージ

「夏休みは、マイレージをかき集めて、家族 4 人分の沖縄旅行のチケットを手配した！」なんて話を聞いたことはありませんか。世界を飛び回る商社マンは、特に航空マイレージが貯まりやすい人種のようにです。

マイレージ制度と課税の問題

航空会社のマイレージ制度は、一般的には FREQUENT FLYER'S PROGRAM (FFP) と呼ばれるものであり、1980 年代の初頭に米国の航空会社から、常顧客の獲得を目的とした販促プログラムとして始まりました。搭乗実績に応じ移動距離(=マイル)を顧客にマイレージとして付与し、貯まったマイルで無料航空券(=特典航空券)を利用できたり、座席をアップグレードしてもらったりできるマーケティング戦略です。

航空会社利用のお礼として、特典航空券等を贈与している分には、値引きの一種として課税問題は考えなくてよい話でした。

しかしながら、マイレージに有効期限を設けていることから、搭乗頻度の少ない利用者は、特典航空券の必要マイル数に達せず、期限切れでそれまで貯めたマイレージが失効することもあったため、マイル数が少ない場合にも特典商品に交換できる制度

が導入されました。さらに、現在では、他のポイントサイトのポイントに交換し、そちらのサイトでの買い物等に利用できるルートも設けられています。

特典商品や他のポイントへの交換は、航空会社の値引きの範疇から外れてしまいます。交換があった時点で、会社から個人への贈与として一時所得扱いとされます。

確定申告は必要か？

一時所得は、50 万円の特別控除があります。さらに総所得金額に合算時には 1/2 にされます。サラリーマンで給与を 1 か所からだけもらっている場合(=大半の方がこれに該当するはずで)で、給与所得及び退職所得以外の所得金額が 20 万円以下である人等、一定の場合には確定申告をしなくてもよいことになっています。

そのため、マイレージを使って得た経済的利益が 90 万円相当以内であれば、他の所得がなければ、確定申告しなくとも構わないということになります。

なお、「会社経費で獲得したマイレージは給与ではないか？」という疑問も出ますが、給与所得は「勤務先から受ける給料、賞与などの所得」なので、(気持的にはボーナスですが)給与所得ではありません。



マイルも使いすぎたら、確定申告で納税が必要です！